

平成29年 安全衛生管理計画表

《横井営業所》

基本方針	1. 経営トップは輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員一丸となり『安全・迅速・確実』な輸送に取り組む。 2. リスクアセスメントにより職場の危険有害要因の軽減策を図り、作業標準書の整備と安全意識の向上により事故撲滅を図る。 3. 精神面を含む健康の維持増進を進めるとともに、一人ひとりが生活習慣の改善を進め、健康で明るい職場の形成を目指す。 4. 決めたこと決められたことを必ず守る、守らせるライン管理の徹底を図る。	年間スローガン	安全と安心で顧客の信頼を築く
		安全衛生目標	(1) 製品転倒事故ゼロ(走行中) (2) 製品落下事故ゼロ(荷役中)

重点施策	実施項目	目標	担当	実施スケジュール												運輸安全マネジメント評価表		留意点		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	評価	次年度計画での検討事項			
安全衛生管理体制の強化	1. 安全部会の定期開催	・開催日は事前に計画、周知	管理者	→														監査 チェック記録の管理 監査 法令、1～7月HP更新		
	2. 定期的なパトロール	・1回以上/月	管理者 安全推進委員	→																
	3. 報告、連絡、相談の徹底による意思統一	・些細な事でも情報共有	管理者、総務部	→																
	4. 運輸安全マネジメントの実施	・PDCAサイクルの実施	各営業所	周知	実施									監査	策定					
日常的安全衛生活動の展開	1. ヒヤリハット活動の実施	・1人1件以上	管理者	→														対策を話し合い記入 ガイドライン 相互注意		
	2. 安全ミーティングの開催(昼礼等)	・100%実施	管理者	→																
	3. 基本行動の指導(不安全行動の撲滅)	・その場で指導100%	管理者	→																
リスクアセスメントの実施	1. 荷役作業のリスクアセスメントの実施	・1回以上/月	推進員	→														ガイドライン ガイドライン		
	2. 作業標準書の整備	・2件/年	推進員						○											○
交通労働災害の防止	1. 対面点呼の実施	・対面点呼の完全実施	運行管理者	→														輸送安全規則 法令、輸送安全規則 国交省告示第1336号 ガイドライン		
	2. アルコールチェック	・アルコール検知者ゼロ	運行管理者	→																
	3. 交通安全教育の実施	・1回以上/月	運行管理者	→																
	4. 運行情況チェック(速度、ハンドル時間等)	・運行終了時(全運行)	運行管理者	→																
作業方法の安全化	1. トラック荷役作業基準書の定期教育	・1回以上/年	管理者、総務部	→														基準 災害事例		
	2. トラック昇降時の不安全行動の撲滅	・前向き降車はその場で注意	全員(相互注意)	→																
安全衛生教育の推進	1. 雇入時、作業内容変更時の安全衛生教育	・随時100%	総務部	→														法令 ガイドライン 法令、ガイドライン		
	2. 事故惹起者への教育と対策の展開	・事故発生時100%	管理者、総務部	→																
	3. 運転適正診断(初任、一般、適齢) フォロー	・対象者100%	運行管理者	○			○								○					○
作業環境の改善	1. 3S活動の定着	・毎作業日の習慣化	全社員	→														重点施策 重点施策		
	2. パトロールの指導事項の改善	・次回パトロールまでに改善	安全推進委員、職場	→																
健康保持増進対策の推進	1. 健康診断の実施、再検査・精密検査の受診	・100%受診	管理者、総務			第2回														
	2. 熱中症予防	・啓蒙、健康状態の確認	管理者、総務部	→														法令 通達 通達 ガイドライン		
	3. インフルエンザ予防対策	・予防接種、ポスター、対応図	管理者、総務部	→																啓蒙
	4. 健康保持増進教育、メンタルヘルス対策	・別途企画	管理者、総務部																	
安全衛生行事の実施	1. 全国安全週間	・安全大会、講演会	総務部							7/1										
	2. 全国労働衛生週間	・別途企画	総務部									準備	○							
	3. 年末年始無災害運動	・別途企画	総務部	○												○				
	4. 全国交通安全運動(春・秋)	・ポスター掲示、啓蒙活動	管理者、総務部			○										○				
	5. 交通安全県民運動(夏・年末)	・ポスター掲示、啓蒙活動	管理者、総務部								○					○				
	6. 無事故走行表彰(上期・下期)	・表彰基準による	総務部								上期						下期			